

堺市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

堺市国民健康保険条例施行規則（昭和35年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第30条」を「第26条」に改める。

第3条、第4条及び第4条の3中「被保険者証」を「被保険者であることが確認できるもの」に改める。

様式第1号中「被保険者証記号番号」を「被保険者記号番号」に、

「

個人番号	
------	--

」を

「

個人番号			
------	--	--	--

」に改める。

様式第2号中

「

被 保 険 者 証 記 号 番 号

」を「

被 保 険 者 記 号 番 号

」に、

「

個人番号	
------	--

」を

「

個人番号			
------	--	--	--

」に改める。

様式第3号中

「

被 保 険 者 証 記 号 ・ 番 号

」を「

被 保 険 者 記 号 番 号

」に、

条例第7条の3第3項の支給を受けることができなかった理由	1 被保険者証を持参しなかったため 2 その他 理由 ()	を
------------------------------	-----------------------------------	---

堺市国民健康保険条例第7条の3第3項の支給を受けることができなかった理由	1 被保険者であることが確認できるものを持参しなかったため 2 その他 理由 ()	に
--------------------------------------	---	---

改める。

様式第4号中

「被保険者証の記号番号」を「被保険者記号番号」に改める。

様式第6号中「被保険者証の記号番号」を「被保険者記号番号」に改める。

様式第15号中「被保険者証に代えて資格証明書の交付及び滞納処分の執行」を「特別療養費の滞納保険料への充当、滞納処分の執行等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市国民健康保険条例施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市国民健康保険条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。